

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。  
イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）  
② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）  
イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））  
③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
（売却原価は移動平均法により算定）  
イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 3年～50年  
工作物 5年～60年  
物品 3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金  
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。  
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金  
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、塙町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）  
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 採用した消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。  
ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(7) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 連結対象団体について

全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計  
国民健康保険特別会計  
介護保険特別会計  
後期高齢者医療特別会計  
塙町上水道事業会計  
塙町下水道事業会計  
地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。